

中国における二言語教育と少数民族集団の選択

比較教育社会学コース 張瓊華

Bilingual Education and the Choices of its Minority Ethnic Groups in China

Qiong Hua ZHANG

China has been promoting bilingual education in its minority ethnic regions since the 1980s. However, in practice, out of the 55 minority ethnic groups in China, only 30 have been observed to be implementing bilingual education. Moreover, the ways and forms of implementing bilingual education differ among these 30 minority ethnic groups.

This paper attempts to analyze this bilingual education phenomenon among the minority ethnic groups based on 4 factors: (1) the population size of the minority ethnic groups, (2) the presence or absence of minority self-governance, (3) the presence or absence of ethnic written language, and (4) whether or not the ethnic group belongs to the national academic community.

Analysis results show that whether an ethnic group implement bilingual education is largely determined by whether the ethnic group has its own ethnic written language-those having their own ethnic written language are implementing bilingual education, while those without are not. On the other hand, the ways and forms of implementation are largely determined by whether or not the ethnic group belongs to the national academic community. Ethnic groups belonging to the national academic community employ the Chinese language (Mandarin) as the instruction medium and teach their own ethnic language as an academic subject, while those not belonging to the community use their ethnic language as the instruction medium and teach the Chinese language as a subject.

In summary, while China has been promoting bilingual education among its minority ethnic groups, whether to implement and how to implement bilingual education is a question that has led to different answers and actions are further more influenced by the specific ethnic culture (language) concerned as well as the minority-majority relationship between the ethnic groups and the Chinese race.

目 次

- I. 本稿の課題
- II. 多文化教育・二言語教育政策のメカニズム
 - A. 多民族・多文化社会・中国の特徴
 - B. 多文化教育・二言語教育政策のメカニズム
- III. 二言語教育の実態
 - A. 二言語教育の現状
 - B. 二言語教育の類型
- IV. 少数民族集団の選択を規定する要因
 - A. 二言語教育の採用／不採用の規定要因
 - B. 二言語教育の実施形態を規定する要因

V. 少数民族集団の分化

I. 本稿の課題

中国の学校教育では、1980年代以降、少数民族に対する二言語(共通言語としての漢語と民族言語)教育が奨励されてきた。しかし現状では、55の少数民族集団のうち、約30の民族集団しか二言語教育を実施しておらず、残りの25の少数民族集団は民族言語の教育を実施してはいない。また、二言語教育が実施されている場合でも、その実施形態は多様である。そこで本稿では、二言語教育に対する各少数民族集団の対応の仕方

に焦点を当て、各少数民族集団が二言語教育を採用しているかどうか、採用している場合、どのような二言語教育の形態を採用しているか、そして、その選択は何によって規定されているのかといった問題を検討し、それを通して少数民族集団間の分化の規定要因について考察する。

1970年代後半以降、多くの多民族国家において、多文化主義が導入され、その具体策として、学校教育では多文化教育・二言語教育が導入されてきた。そこでは、「共通言語の普及、共通文化の形成を促進すると同時に、民族言語・民族文化の共存と、社会統合を実現する」という役割が期待されてきた(張1998b、157頁)。しかし、その期待通りの役割を多文化教育・二言語教育が果たしているとはかぎらない。その点を明らかにするためにも、少数民族の対応の仕方を明らかにする必要がある。というのも、二言語教育は、政府が法令や政策を制定したからといって、各民族地域に自動的に浸透し、さらには社会統合を促進するというような単純なものではないからである。少数民族集団によって選択や対応の仕方に違いがあり、そして、その選択や対応の仕方によって多文化教育・二言語教育の機能も左右されると考えられるからである。

多民族国家・中国は、「民族平等」という理念を掲げている。この「民族平等」は、権利の平等を意味するだけでなく、各民族文化の共生をも意味している(吳仕民ほか1995、7頁、81頁、87頁、96頁)。また、中国では、学校教育に民族文化を取り入れ、多文化教育を実現する具体策として、とくに二言語教育が重視されている。というのも、中国では、少数民族地域では民族自治制がとられており、少数民族が自民族の言語・文化を維持することは、「中華人民共和国憲法」によって各民族の権利として保障されているからである。「中華人民共和国民族区域自治法」(1984)第36条に基づき、「民族自治区の自治機関は、国家の教育方針および法律に基づき、その区域の教育方針、学校の設立、学制、学校運営の方式、講義内容、教授言語、入学者選抜の方法を決定する」権利がある。つまり、民族言語と共通言語としての漢語のどちらを教授言語にするかは、各民族自治区が独自に決めてよいことになっている。

しかし既に述べたように、現実には、二言語教育を採用している民族集団もあれば、採用していない民族集団もある。また、二言語教育を採用している場合でも、共通言語を教授言語としている少数民族集団もあれば、民族言語を教授言語としている少数民族集団も

ある。つまり、二言語教育への対応の仕方は各民族集団によってさまざまだということである。

二言語教育への各民族集団の対応に関わる問題は、民族集団間と民族集団内という2つのレベルに分けて考える必要がある。中国の場合、歴史上漢文化が少数民族地域にさまざまな影響を及ぼしてきたが、前者のレベルでは、その影響が大きかった地域とそうでない地域では二言語教育への構えや対応の仕方に違いがあると考えられる。他方、後者のレベルでは、どの民族集団内にも階層差が存在しており、個々人の意識や態度も階層によって多様であり、また、経済発展・社会変化が急速に進んでいるこんにち、人々の価値観も多様化している。それゆえ、二言語教育への対応の仕方は民族集団間でも、民族集団内でも多様であると考えられるから、そうした多様性を無視して、二言語教育の役割や機能を論じることは妥当なことではない。

二言語教育に関するこれまでの研究は、①少数民族に対してどのような教育政策がとられてきたか、その教育の実態はどのようなものかを検討したもの(中島1985;白岩1991;岡本1999;陳1990;包宝泉1994など)、②二言語教育を効果的なものにするにはどうすればよいかに関する言語学的研究(余1995;戴1996;周1995など)、③各民族集団内で二言語教育への対応の仕方にどのような違いがあるかを検討したもの(張1996)、④二言語教育が生徒にいかなる影響を及ぼしているかに関する実証的研究(張1998a、1998b)、の4つに分類できる。しかし、二言語教育に対する各民族集団の対応の仕方やその違いについては、未だ研究されていない。そこで本稿では、各民族集団の対応の仕方に焦点を当て、それが民族集団間でどのように異なっているか、その違いは何に起因するのかを検討する。民族文化・民族言語を維持する権利が与えられているにもかかわらず、なぜ二言語教育を実施している民族集団とそうでない民族集団があるのか。二言語教育を実施している民族集団でも、なぜその実施形態に違いがあるのか。本稿では、これらの課題を解明するためには、まず多文化教育・二言語教育政策の特徴を明らかにする。次いで二言語教育の実態を概観する。そして最後に、少数民族集団間の選択の違いを検討し、その分化の規定要因について考察する。

II. 多文化教育・二言語教育政策のメカニズム

二言語教育を実施しているかどうか、実施している場合、どのような形態を採用しているかを分析するに

先立って、まず国の二言語教育政策の特徴とそのメカニズムについて検討しよう。ここでの主目的は、少数民族集団の選択が制度や政策によって制約されているのかどうか、それとも、何かほかの要因に左右されているのかを明らかにすることにある。

A. 多民族・多文化社会・中国の特徴

中国には、漢民族をはじめ、チベット族、モンゴル族、ウイグル族など、56の民族が存在する。1990年に行われた第4回人口センサスによると、漢民族を除く55の少数民族の総人口は9,120万人で、中国総人口の8.4%を占めている。総人口に占める割合は大きいものではないが、その居住地域は中国全土の60%の地域に分散している。少数民族のほとんどは、広西、貴州、雲南、四川、チベット、青海、新疆、モンゴル、黒龍江、吉林など、西南、西北、北部といった周辺地域に居住しており、しかも国境線沿いの地域が多い。中国の国境地帯の9割は少数民族の居住地である。それゆえ、国民統合という点でも、社会の安定という点でも、民族問題に適切に対処することが重要な政策課題となってきた。

少数民族は主流民族である漢族とは異なる民族習慣や信仰や言語を有している。言語だけを見ても、55の少数民族にはすべて独自の話し言葉がある。回族と満族は現在漢語を使っているが、53の少数民族は日常的に民族言語を使っている。1980年代末までの民族言語の使用状況は、母語型、兼用型、大部分転換型、全部漢語への転換型の4つのパターンに分類される(陳紅淘1990、212~214頁)。

母語型とは、日常的なコミュニケーションの手段に主として自民族の言語を用いているもので、その数は45民族集団に達している。つまり、約80%の少数民族集団は日常的に民族言語を使用しているということである。たとえば、西北辺境のダフール族、オロス族、キルギス族、タジク族、ウズベク、タタール族、西南辺境のメンパ、ロッパ、トーロン、ヌー、リス、プミ、チンポー、アチヤン、ドアン、ワ、ラフ、タイ、ハニー、プーラン、北部のモンゴル、西北のウイグル、カザフ、西南のチベット、イ、チワン族、内地の土族、サラ、ユーグ、ボウナン、トンシャン、チャン、プイ、トン、ミヤオ、水、ヤオ、ムーラオ、マオナンなどの少数民族集団が、それである。

兼用型とは、ほとんどの人が自民族言語を使うが、漢語や他の民族言語も併用するというパターンであ

る。80%以上の人人が漢語もある程度話せるという少数民族集団は11ある。さらに、50%から80%の人が漢語も併用するという少数民族集団は19、50%以下の人が漢語も使えるという民族集団は23ある。つまり、どの少数民族集団内にも、漢語を使える人口層が存在するということである。

大部分転換型というのは、少数民族集団内の大多数の人がすでに漢語あるいは他の民族言語に転換しているものである。この型に属する少数民族集団は7つある。例えば、トウチャ族、シボ族、キン族、コーラオ族、ホジエン族、シェ族の多くの人は漢語に転換したのに対して、ウズベク族とタタール族の大多数の人はウイグル語に転換した。

全部漢語への転換型というのは、全員が漢語を使っているもので、回族と満族がこれに属する(陳紅淘1990、212~214頁)。

民族文字に関しては、1950年代までは、文字を持つ民族は25あった。1951年2月5日、中央人民政務院は「民族事務に関する決定」を発表し、その第5項で「中央人民政府政務院の文化教育委員会の中に民族言語文字研究指導し、今なお文字のない民族を援助して、文字をつくり、文字の完備していない民族を援助して次第にその文字を充実させる」よう指示した。さらに1954年5月には、民族言語文字研究指導委員会と中央民族事務委員会は「文字のない民族の援助並びに文字つくり問題に関する報告」¹¹をとりまとめたが、そのなかで、文字を持たない少数民族の状況を分析し、3つの方針を掲げた。

第一に、文字を持たない民族が、自らの自由な意思と選択により、表音文字を新たにつくるか、当該民族が使うのに適した現行の文字1種類を選ぶよう、指導する。第二に、各民族が新しくつくる表音文字の字母形式については、現行の漢語注音字母との関係からローマ字を使うのが便利だという理由により、漢語拼音文字方案を公布するまでは、当面基本的にローマ字を採用するものとする(将来変更可能)。第三に、各少数民族には自民族の言語文字を発展させる自由があると同時に、他民族の言語文字を学習し使用する自由もある。文字を持つ民族も、文字を持たない民族も、自らの自由な意思と選択により漢語或いは他民族の言語文字を学習するという要望があれば、各級人民政府はそれを保障し、かつ援助すべきである。

政務院はこの報告を承認し、中国科学院言語研究所に言語調査や文字作成の任務を委託した。それによって、50年代以降、7つの少数民族が新たに文字を創つ

た。その結果、現在、文字を有する少数民族集団は32となっている。

少数民族の生活様式や宗教信仰も多様である。生活様式に関しては、①農耕生活、②半農耕半放牧生活、③放牧生活、の3つのパターンに大別される。内陸に居住している少数民族集団はほとんどが農耕生活をしている。また辺境地域に居住していても、平地地帯や山間地に生活している場合は農耕生活をしている。草原地域の民族集団は放牧生活をしている。草原と平地の狭間に居住している民族集団は半農耕半放牧生活をしている。

大多数の少数民族集団はそれぞれに特定の宗教を信仰している。その主な宗教としては、チベット仏教、イスラム教、小乗仏教、大乗仏教、満教、道教、東巴教、東正教、キリスト教、カトリック教などがある。少数民族集団別に見ると、チベット族、モンゴル族、トウ族、ユーフ族、メンパ族などはチベット仏教を信仰している。特にチベット族地域においては、チベット仏教が人々の生活の隅々まで浸透している。西北地域のウイグル族、カザフ族、キルギス族、タジク族、ウズベク族、タタール族、サラ族、トンシャン族、ボウナン族など10以上の民族はイスラム教を信仰している。タイ族、アチャン族、プーラン族、ドアン族などは小乗仏教を、満族、オロチョン族などは満教を、キン族、ムーラオ族、ラフ族、ヤオ族、ペー族、ナシ族などは道教を信仰している。

さらに、各民族は習俗、慣習、服装などでもそれぞれの特徴を持っている。そのようなわけで、多民族・多文化は中国社会の基本的な特徴の1つになっていると言える。

B. 多文化教育・二言語教育政策のメカニズム

以上のような多民族・多文化社会の現実に対して政府はいかなる多文化主義・多文化教育政策をとってきたのだろうか。ここでは、その政策がどのようなメカニズムで機能しているかを検討する。

「中華人民共和国憲法」(1982)中の民族に関する条文を見ると、国家は、少数民族が中国から分離・独立するのを拒否すると同時に、少数民族に自治権を付与し、民族文化を維持する自由を与えている。例えば次のように記されている。「国家は、少数民族の特徴および必要に基づき、少数民族地区の経済および文化の速やかな発展を援助する。少数民族の集居地域では、区域自治を実施し、自治機関を設け、自治権を行使す

る。民族自治区は、すべて中国の切り離し得ない一部である。各民族は、自民族の言語・文字を使用し發展させる自由を有し、従来の風俗、習慣を保持または改革する自由を有する」(第4条)。「民族自治区の自治機関は、自主的にその区域の教育、科学文化、厚生福祉、スポーツ事業を管理し、民族の文化遺産を保護・整理し、民族文化を發展・繁栄させる義務を負う」(第119条)。「民族自治区の自治機関が職務を執行する際に、その区域の条例の規定に基づき、同地方で使用される1種または数種類の言語・文字を使用する」(第121条)。このように、憲法で、民族自治や民族文化の保護・育成の自由を与え、かつ、国家の民族地域に対する援助を定めている。しかし、民族自治地域の中国からの分離・独立は認めてない。

さらに、「中華人民共和国民族区域自治法」と「中華人民共和国義務教育法」の少数民族文化の維持や教育に関する規定でも、自治機関に教育の権限を与えると同時に、統制を加えている。例えば、「民族自治区の自治機関は、國家の教育方針および法律に基づき」という前提条件を設けたうえで、「その区域の教育方針、学校の設立、学制、学校運営の方式、講義内容、教授言語、入学者選抜の方法を決定する」権限を付与している(自治法第36条)。その権限について、さらに以下のように具体的に規定されている。「民族自治区の自治機関は、民族固有の生活様式と、民族特有の文学、芸術、新聞、出版、映画、テレビ等の民族文化事業を自主的に發展させる。自治機関は、民族言語の書籍を収集、整理、翻訳、出版し、かつ民族の名勝古跡、文化財その他の重要な歴史的・文化的遺産を保護する」(自治法第38条)。また、「中華人民共和国義務教育法」の第6条は「学校は全国通用する標準語(漢語)を押し広める」、「少数民族を主とする学校は少数民族言語を使用することができる」と規定している。教授言語に関しても同様で、1980年、教育部と国家民族委員会は「民族教育を強化する意見」という指示を出し、「自民族の言語・文字を持つ民族は自民族の言語を用いて教育を行うべき。少数民族は自民族の言語をよく勉強すると同時に、漢語を学び、二言語教育を採用すべきである」という要請を行っている。つまり、民族文化・民族言語を教育する自由を認めながらも、漢語の教育も行わなければならぬと義務づけている。

以上の法律条文や政策から明らかのように、中国における多文化教育政策は政府の規定した枠内で行うことになっている。つまり、中国の多文化教育・二言語教育政策は、「自由選択」と「統制」という二面性を持つ

たメカニズムによって機能しているということである。

III. 二言語教育の実態

以上のように、各少数民族には民族文化を維持し発展させる自由がある。では、各少数民族集団は実際どのように民族文化を維持・伝達しようとしているのであろうか。以下では、学校教育に二言語教育が導入されているかどうか、導入されている場合、どのように導入されているのか、その実施形態を検討し類型化する。

A. 二言語教育の現状

55の少数民族集団のうち、30の民族集団が二言語教育を実施している。それらの民族集団は、主にモンゴル自治区、新疆ウイグル自治区、チベット自治区、青海省、吉林省延辺朝鮮族自治州、四川省、貴州省、雲南省、湖南省、広西チワン(壮)族自治区などに分布している。

四川省では、チベット族とイ族が二言語教育を実施しており、二言語教育が行われている小中学校は1121校ある。雲南省では、タイ族、ハニー族、ラフ族などの少数民族集団が二言語教育を採用しており、その小中学校数は1067校に達している。貴州省では、プイ族、トン族、イ族などの少数民族集団が388校の小中学校で二言語教育を実施している。これらは、小中学校だけの状況であるが、多くの地域では、二言語教育は小学校から大学まで一貫して行われている。例えば、モンゴル自治区では、19の大学で23の専攻学科が民族言語を教授言語としている。チベット自治区では、中等専門学校14校、大学3校における25の専攻学科がチベット語で教育を行っている。四川省では、10校の中等専門学校と4校の大学において民族言語による教育が行われている(陳紅淘1990 227~230頁)。

B. 二言語教育の類型

このように多くの民族集団で二言語教育が実施されているが、その実施形態は地域や民族集団によってさまざまである。そして、その類型化を試みた研究も少なくない。

例えば嚴学窮(1985、85~87頁)は、地理的分布を基準に、延辺型、内モンゴル型、新疆型、チベット型、

西南型、文盲一掃型の6つのパターンに分類している。しかし、この分類は、異なる地域の間の共通性を重視していない。

包宝泉は、漢語と民族言語の位置付け方に注目し、漢語第二言語タイプ、メインテナンス・タイプ(Maintenance)、民族言語第二言語タイプ(Ethnic Language as a Second Language)、トランジション・タイプ(Transition)、の4つに分けている。漢語第二言語タイプは、漢語を1つの第二言語科目として教えるタイプである。メインテナンス・タイプは、小学校段階では、主に民族言語を学び、中学・高校段階では主として漢語を学ぶタイプである。このタイプは漢語の習得と共に民族言語の保持を重視している。民族言語第二言語タイプは、漢語をすべての教科の教授言語とし、民族言語を第二言語科目として教えるタイプである。トランジション・タイプは、主として漢語を学び、漢語学習を補助するものとして民族言語を使用するタイプである。つまり、民族言語を漢語学習の「道具」として位置付けるものである。この分類では、メインテナンス・タイプとトランジション・タイプとの区別が明確でない。両タイプとも漢語への移行を目的にして、民族言語を使うからである。

岡本(1999、116頁)は、二言語教育の目的を重視して、①モンゴル、朝鮮族型、②ウイグル、カザフ、チベット族型、③南方少数民族型の三類型に分類している。①は、学校教育を通して民族言語を保持しつつ、同時に漢語を学習することを目的とする。二言語教育の重点は、民族言語と漢語の両方に置かれている。また圧倒的多数の漢民族人口に囲まれている中で、あるいは反右派闘争・大躍進期や文化大革命期の民族言語排斥という政治運動の結果として、民族言語を喪失した子どもたちに民族言語を取り戻させるための教育も行われている。②の場合、二言語教育=漢語教育という方針で行われている。新疆のウイグルやカザフ、チベットのチベット族などは、民族言語を喪失する心配は当面ほとんどなく、漢語のできないこれらの民族の子どもたちにどのように漢語を教えるかが問題とされている。③の場合、民族言語・民族文字を媒体として、第二言語である漢語を学習させることを目的としている。民族言語は漢語学習の補助的手段であり、民族言語の授業は多くの場合、小学校低学年に限られている。この分類でも、①と②との区別は曖昧である。

これらの研究や分類は、主に二言語教育がどのように行われているかに着目したものである。しかし、なぜそのような形態が採用されることになったのか、な

ぜそのように多様な実施形態が見られるのかに関する分析はほとんど行われていない。

そこで以下では、二言語教育の実施形態がなぜ少数民族集団間で異なるのか、その違いは何に起因するのかを考察するために、漢語と民族言語のどちらを教授言語としているかによって以下の3つのタイプを区別することにする。このような分類を採用するのは、二言語教育への各民族集団の対応の仕方は、自民族の言語や文化を重視するか、それとも漢文化への同調を重視するかを反映していると考えられるからである。

Ecタイプ：民族言語を教授言語とし、漢語を教科として学習するタイプ

Ceタイプ：漢語を教授言語とし、民族言語を教科として学習する場合と、民族言語を漢語学習の補助として使う場合を含む

ECタイプ：科目の半分を民族言語で教え、残りの半分を漢語で教えるタイプ

現状では、EcタイプとCeタイプを採用する少数民族集団や地域が圧倒的に多く、ECタイプは青海省などのごく少数の学校でしか採用されていない。なお、Ecタイプを実施している少数民族集団や地域でも、都市部においては、漢族や漢文化による影響が強いため、Ceタイプを実施している場合もある。

IV. 少数民族集団の選択を規定する要因

繰り返し述べたように、二言語教育を実施している少数民族集団もあれば、そうでない少数民族集団もある。また、二言語教育を実施している場合でも、Ecタイプもあれば、Ceタイプもある。なぜこうした違いが生じるのか。以下では、その規定要因について考察する。

なぜ二言語教育を採用しない少数民族集団が相当数あるのかについては、これまでまったく研究も言及もされていないが、二言語教育の実施形態の規定要因については、幾つかの推論が行われてきた。

例えば方俊明(1997、34~38頁)は、二言語教育の実施形態に影響を及ぼす要因として、①少数民族の居住と分布の特徴、②少数民族言語文字、③二言語教育への認識、及び、④二言語教育システムの4つを挙げている。しかし、①は、例えばウイグル族もチワン族も集中して居住しているにもかかわらず、なぜ両者の二言語教育形態は異なるのかを説明することはできない。②も同様で、民族文字を持ち、しかも日常生活において民族言語を使っている少数民族集団間でなぜ異

なる二言語教育形態が採用されているのかを説明することができない。③は認識の主体が誰なのかを説明していない。また、二言語教育への認識がなぜどのように少数民族集団間で異なるのかを説明していない。④については、一見もっともらしいが、トートロジカルでもある。二言語教育の実施形態が小学校から中学、高校、さらには大学まで必ずしも一貫しているわけではないから、そのシステムによって小中学校段階の二言語教育の形態に違いがあるのは当然だが、その違いを含めて、なぜ異なるシステムが採用されることになったのかは説明されないからである。

他方、包宝泉(1994)は、二言語教育の形態を規定する要因として、歴史的・地域的・文化的な諸要因があると述べているが、それが具体的にどのようなもので、なぜ影響を及ぼすことになるのかといったことまで説明してはいない。

そこで本研究では、科拳圈であったかどうか、民族文字の有無、人口数、自治権の有無という4つの要因に注目して考察する。それは以下の理由による。

歴史上、漢民族と少数民族との関係は民族や居住地によって多様な展開を遂げてきた。近代以前の中国における支配構造は二元化されていた(村田1994、38頁)。科拳官僚による支配(つまり漢文化による支配)と民族自治方式(朝貢)がそれである。科拳官僚が漢族地域や西南少数民族地域を縦横に移動することにより「巡礼圈」が形成されていた。しかし、科拳が廃止される時期までに(1905年)、科拳官僚の「巡礼圈」に包摂されなかった地域もあった。それは、西北部にあるモンゴル、チベット、新彊である。しかも、20世紀の前半は、軍閥内戦、対日戦争、国共(国民党と共产党)内戦などの戦争が続いたため、中央政府はこれらの地域に関心を示す余裕がなかった。そのため、これらの西北民族地域は漢文化によって支配されることもなければ、漢文化の影響もあまり大きいものではなかった。このように、歴史上、科拳圈であったかどうか、漢文化の影響をどの程度受けたは、地域によって大きく異なっている。教育は文化の伝達・維持・継承に関わる営みであり、二言語教育は言語を中心に民族文化の伝達・維持・継承に関わるから、こうした科拳文化や漢文化の影響度・浸透度の違いは二言語教育を実施するかどうかやその実施形態に影響を及ぼしてきたと考えられる。

次に民族文字の有無については、55の少数民族集団のうち、25の民族集団は古くから固有の文字を持っていました。また、前述のように、1950年代に、政府はプイ

族、トン族、リー族、ヌー(怒)族、トウ族(土)、アチャン族などは新たに民族文字をつくることになった。その結果、現在、文字を持つ民族集団は32に達している。二言語教育は民族言語と漢語の教育を行うものであるから、民族文字の有無は二言語教育の採用／不採用や実施形態に影響を及ぼすと考えられる。

少数民族の人口数を見ると(表1を参照)、1990年の人口センサスによれば、1千500万人以上人口を有する民族もあれば、約2,000人しかない民族もある。少数民族人口の中央値は191,624人である。この中央値を基準に少数民族を「大」と「小」に分けると、「大」民族は28、「小」民族は27である。現在二言語教育を実施している少数民族は約30であることを考えるなら、民族人口の規模(「大」か「小」か)は二言語教育の採用や実施形態と無関係ではないと予想される。

民族の人口規模が大きくても、全国に分散居住している場合、当然自治権を持ってはいない。また、人口数の少ない少数民族も自治権を持ってはいない。つまり、民族自治権が基本的に認められているといつても、実際には自治権を持っていない民族もある。実際の自治権の有無は、一方で民族居住形態や人口数を反映し、もう一方で、自民族の言語文化を教育・維持する権限を持っているかを意味している。したがって、自治権の有無もまた、二言語教育の採用/不採用や実施形態に影響を及ぼしている可能性がある。

以上のような理由で、以下では、民族文字の有無、人口数、自治権の有無、及び科挙支配圏であったかどうかといった要因に着目し、それらの違いが、二言語教育の採用／不採用や実施形態に影響を与えているかどうかをデータに基づいて実証的に考察する。

A. 二言語教育の採用/不採用の規定要因

二言語教育の目的は、共通言語・共通文化の習得を促進し、それによって民族言語・民族文化を維持していくことにある。しかし、実際には、二言語教育を採用していない少数民族集団も少なくない。それはなぜか。なぜ二言語教育を実施している民族集団とそうでない民族集団があるのか。

表1は、この問題について検討するために、全少数民族の人口数、居住分布、自治権の有無、民族文字の有無、及び、二言語教育の実施状況(採用／不採用)を示したものである。

表2は、表1のデータに基づき、二言語教育の採用／不採用を従属変数としてロジスティック回帰分析を

行った結果である。それによると、二言語教育を採用するかどうかは、民族人口数、自治権の有無、科挙圏であったかどうかの3要因には影響されていないが、民族文字の有無によって大きく規定されていることがわかる。すなわち、民族文字を持たない少数民族集団は二言語教育を採用せず、普通教育を行っている場合が多いのに対して、民族文字を持つ少数民族集団の場合ほとんどが二言語教育を採用している。したがって、この結果より、少数民族集団が二言語教育を採用するかどうかは、民族文字の有無によって規定されていると言える。

B. 二言語教育の実施形態を規定する要因

次に、二言語教育が実施されている場合、その実施形態は何によって左右される傾向があるかを検討しよう。具体的には、民族文字の有無、民族人口数、自治権の有無、及び科挙支配圏であったかどうかという4つの要因に影響されているかどうかを検討する。この検討に際しては、表2と同様、ロジスティック回帰を行うのが順当なところであるが、二言語教育を実施している少数民族だけを対象として計算したところ、パラメータ共分散行列が算出されなかったので、ここでは、次善の方法として、Raginが開発した比較分析法を用いる。

図1は、分析の手順を示したものである。ただし、ECタイプは現在青海省などごく一部の学校でしか実施されていないため、分析の対象とはしない。また、Ecタイプを実施している少数民族集団や地域でも、その都市部ではCeタイプを実施している学校も多いので、それについても分析の対象とはしない。したがって、以下では、EcタイプとCeタイプのどちらを採用しているかについて、その規定要因を考察することになる。表3は、その分析に用いる基礎表である。

まず、民族言語を教授言語とするタイプ(Ecタイプ)の場合について検討しよう。その手順は、まずEcタイプを実施している民族を選んで、人口数、科挙圏、文字の有無についての基礎表を作成する(表4)。次に、結果は同じであるが、原因の違うパターンを見出し、表(英語で表記)を作成する(表4-1)。そして、2つのケースを比較し、違うものがあったら、それを順次除外した表を作成していく(表4-2から表4-5まで)。以上の手続きによる分析の結果、科挙圏でなかった場合にはEcタイプの二言語教育が採用されていることが明らかになった。

表1 中国の少数民族人口と居住地——基礎表

民族名	人口数(1990)	主な居住地	文字	自治権	科挙圏	二言語教育
チワン族	15489630	広西(91.4%)	1	1	1	1
満族	9821180	遼寧(50.4%)、河北(17.6%)	1	1	1	0
回族	8602978	寧夏(17.7%)、甘肅(12.7%)	1	1	1	0
ミャオ族	7398035	貴州(49.8%)、湖南(21.0%)	1	1	1	1
ウイグル族	7214431	新疆(99.7%)	1	1	0	1
イ族	6572173	雲南(61.7%)、四川(27.1%)	1	1	1	1
トウチャ族(土家)	5704223	湖南(31.5%)、湖北(31%)	1	1	1	1
モンゴル族	4806849	内モンゴル(70.2%)	1	1	0	1
チベット族	4593330	チベット(45.6%)、四川(23.7%)	1	1	0	1
プイ族(布依)	2545059	貴州(97.4%)	1	1	1	1
トン族	2514014	貴州(55.7%)、湖南(30.0%)	1	1	1	1
ヤオ族(徭)	2134013	広西(62.1%)、湖南(21.5%)	1	1	1	1
朝鮮族	1920597	吉林(61.5%)、黒龍江(23.6%)	1	1	0	1
ペー(白)族	1594827	雲南(84.0%)	1	1	1	1
ハニ族	1253952	雲南(99.5%)	1	1	1	1
カザフ族	1111718	新疆(91.6%)	1	1	0	1
リー族	1110900	海南(91.8%)	1	1	1	1
タイ族	1025128	雲南(99.9%)	1	1	1	1
シェ族	630378	折江(54.9%)	0	1	1	0
リス族	574856	雲南(96.9%)	1	1	1	1
コーラオ族	437997	貴州(98.3%)	0	1	1	0
ラフ族	411476	雲南(99.2%)	1	1	1	1
トンシャン族	373872	甘肅(83.3%)	0	1	1	0
ワ族	351974	雲南(98.8%)	1	1	1	1
水族	345993	貴州(93.2%)	1	1	1	1
ナシ(納西)族	278009	雲南(95.6%)	1	1	1	1
チャン族	198252	四川(99.0%)	0	1	1	0
トウ族(土)	191624	青海(85.0%)	1	1	1	0
シボ族(錫伯)	172847	遼寧(69.5%)、新疆(19.1%)	1	1	0	1
ムーラオ族	159328	広西(97.8%)	0	1	1	0
キルギス族(可爾可孜)	141549	新疆(98.8%)	1	1	0	1
ダフール族(達斡爾)	121357	内モンゴル(58.8%)、黒龍江(34.9%)	0	1	0	0
チンポー族	119209	雲南(99.3%)	1	1	1	1
サラ族	87697	青海(87.8%)	0	1	0	0
プーラン(布朗)族	82280	雲南(99.4%)	1	1	1	0
マオナン族	71968	広西(98.3%)	0	1	1	0
タジク族(塔吉克)	33538	新疆(99.9%)	0	1	0	1
プミ(普米)族	29657	雲南(98.8%)	0	0	1	0
アチャン(阿昌)族	27708	雲南(99.7%)	1	0	1	0
ヌー(怒)族	27123	雲南(98.0%)	1	1	1	0
エヴェンキ族	26315	内モンゴル(88.8%)	0	1	0	0
キン族	18915	広西(86.8%)	0	1	1	0
ジノー族	18021	雲南(99.0%)	0	0	1	0
ドアン族	15462	雲南(99.60%)	0	0	1	0
ウズベク族	14502	新疆(99.7%)	1	0	0	1
オロス族	13504	新疆(59.8%)、内モンゴル(32.4%)	1	0	0	1
ユーフ族	12297	甘肅(96.0%)	0	1	1	0
ボウナン族	12212	甘肅(90.6%)	0	1	1	0
メンバ族	7475	チベット(99.1%)	0	0	1	1
オロチョン族	6965	黒龍江(51.5%)、内モンゴル(44.5%)	0	1	0	0
トールン(独竇)族	5816	雲南(95.2%)	1	1	1	1
タタール(塔塔爾)族	4873	新疆(98.9%)	1	1	0	1
ホジエン族	4245	黒龍江(88.3%)	0	0	0	0
高山族	2909	福建	0	0	1	0
ロッパ族	2312	チベット(96.8%)	0	0	0	0

注：人口数は1990センサスの結果である。オロチョン族は内モンゴル、シボ族は新疆に居住している者を対象とする。

文字ある1、ない0。自治権ある1、ない0。科挙圏であった1、科挙圏でなかった0。二言語教育採用1、採用しない0.

表2 二言語教育の採用を規定する要因——ロジスティック回帰分析

方程式中の変数	B	標準誤差	Wald	自由度	有意確率	Exp(B)
科挙圏	-1.874	1.159	2.615	1	0.106	0.154
自治権	0.531	1.306	0.165	1	0.684	1.700
文字	4.401	1.174	14.048	1	0.000	81.566
人口数	0.000	0.000	0.098	1	0.754	1.000
定数	-1.721	1.286	1.792	1	0.181	0.179

図1 研究方法——using comparative method

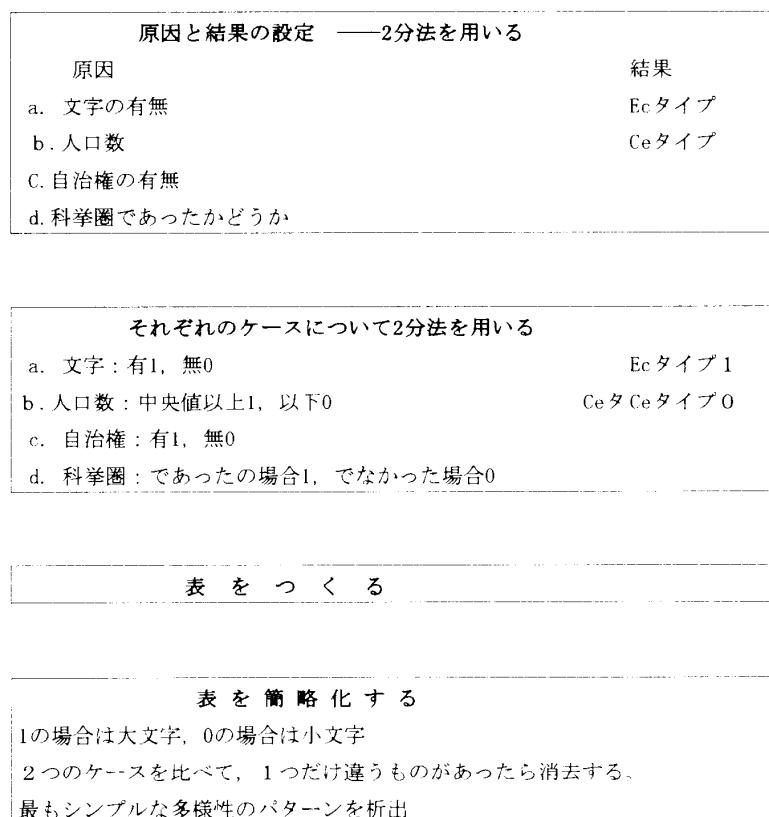


表3 二言語教育の実施形態と要因——基礎表

民族名	人口	科挙圏	文字	自治権	形態
チワン族(広西)	1	1	1	1	0
ミャオ族(貴州)	1	1	1	1	0
ウイグル族(新疆)	1	0	1	1	1
トウチャ族(湖南)	1	1	1	1	0
モンゴル族(内モンゴル)	1	0	1	1	1
チベット族(チベット)	1	0	1	1	1
プイ族(貴州)	1	1	1	1	0
トン族(貴州)	1	1	1	1	0
ヤオ族(湖南)	1	1	1	1	0
朝鮮族(延辺)	1	0	1	1	1
ペー族(雲南)	1	1	1	1	0
ハニ族(雲南)	1	1	1	1	0
カザフ族(新疆)	1	0	1	1	1
リー族(海南)	1	1	1	1	0
タイ族(雲南)	1	1	1	1	0
リス族(雲南)	1	1	1	1	0
ラフ族(雲南)	1	1	1	1	0
ワ族(雲南)	1	1	1	1	0
水族(貴州)族	1	1	1	1	0
ナシ(納西)族	1	1	1	1	0
シボ族(新疆)	0	0	1	1	1
キルギス族(新疆)	0	0	1	1	1
イ族(雲南)	1	1	1	1	0
チンポー族(雲南)	0	1	1	1	0
タジク族(新疆)	0	0	0	1	1
ウズベク(新疆)	0	0	0	0	1
オロス族(新疆)	0	0	1	0	1
トールン族(雲南)	0	1	1	1	0
タタール族(新疆)	0	0	1	0	1
メンバ族(チベット)	0	0	0	0	1

注：人口：中央値は191624であり、それ以上1、それ以下0とする

科挙圏：であった場合1、でなかった場合0

自治権：ある1、ない0

文字がある場合1、文字がない場合0

形態：Ecタイプ1、Ceタイプ0

表4 Ecタイプの二言語教育(民族言語を教授言語とするタイプ)

Number of Ethnic group	民族名	Population	Influence	Writings	the Right of self-government	type
1	ウイグル族(新疆)	1	0	1	1	1
2	モンゴル族(内モンゴル)	1	0	1	1	1
3	チベット族(チベット)	1	0	1	1	1
4	朝鮮族(延辺)	1	0	1	1	1
5	カザフ族(新疆)	1	0	1	1	1
6	シキ族(新疆)	0	0	1	1	1
7	キルギス族(新疆)	0	0	1	1	1
8	タジク族(新疆)	0	0	0	1	1
9	ウズベク族(新疆)	0	0	1	0	1
10	オロス族(新疆)	0	0	1	0	1
11	タタール族(新疆)	0	0	1	1	1
12	メンバ族(チベット)	0	0	0	0	1

注:ウズベク族、タタール族、タジク族は、ウイグル語を教授言語としている

メンバ族は、チベット語を教授言語としている

表4-1--結果が同じなのに、原因が違うパターンを見いだす

Row1...Row5	POPULATION	influence	WRITINGS	RIGHT
Row6...Row7,Row11	population	influence	WRITINGS	RIGHT
Row8	population	influence	writings	RIGHT
Row9...10	population	influence	WRITINGS	right
Row12	population	influence	writings	right

注:大文字:1の場合、小文字:0の場合

表4-2 2つのケースをくらべて、違うものがあつたら消去する

Row1	Row5+Row6	influence	WRITINGS	RIGHT
Row2	Row6+Row8	populatin	influence	RIGHT
Row3	Row8+Row9	population	influence	
Row4	Row10+Row12	population	influence	right

表4-3 2つのケースをくらべて、違うものがあつたら消去する

Row1	Row1+Row2	influence	RIGHT
Row2	Row2+Row3	populatin	influence
Row3	Row3+Row4	population	influence

表4-4 2つのケースをくらべて、違うものがあつたら消去する

Row1	Row1+Row2	influence	
Row2	Row2+Row3	populatin	influence

表4-5 2つのケースをくらべて、違うものがあつたら消去する

Row1	Row1+Row2	influence	
Row2	Row2+Row3	populatin	influence

表5 Ceタイプの二言語教育(漢語を教授言語とするタイプ)

Number of Ethnic group	民族名	Population	Influence	Writings	the Right of self-government	type
1	チワン族(広西)	1	1	1	1	0
2	ミャオ族(貴州)	1	1	1	1	0
3	トウチャ族(湖南)	1	1	1	1	0
4	イ族	1	1	1	1	0
5	ブイ族(貴州)	1	1	1	1	0
6	トン族(貴州)	1	1	1	1	0
7	ヤオ族(湖南)	1	1	1	1	0
8	ペー族(雲南)	1	1	1	1	0
9	ハニ族(雲南)	1	1	1	1	0
10	リ一族(海南)	1	1	1	1	0
11	タイ族(雲南)	1	1	1	1	0
12	リス族(雲南)	1	1	1	1	0
13	ラフ族(雲南)	1	1	1	1	0
14	ワ族(雲南)	1	1	1	1	0
15	水族(貴州)	1	1	1	1	0
16	ナシ(納西)族	1	1	1	1	0
17	チンポー族(雲南)	0	1	1	1	0
18	トールン族(雲南)	0	1	1	1	0

表5-1--結果が同じなのに、原因が違うパターンを見出す

Row1~16	POPULATION	INFLUENCE	WRITINGS	RIGHT
Row17,18	population	INFLUENCE	WRITINGS	RIGHT

表5-2--2つのケースを比べて、1つだけ違うものがあったら消去する

Row16+Row17	INFLUENCE	WRITINGS	RIGHT
-------------	-----------	----------	-------

次に、同様の手順で、漢語を教授言語とするタイプ(Ceタイプ)の場合について検討しよう。分析の手順と結果は、表5から表5-2までに示した通りである。その結果より、民族文字を持っており、自治権があり、科挙圏であれば、Ceタイプの二言語教育を行うということが明らかになった。

以上の結果より、EcタイプとCeタイプでは、その背景に一定の違いのあることが明らかになったと言える。すなわち、歴史上漢文化に影響されていなかった民族の場合、人口規模や自治権の有無や民族文字の有無に関わらず、民族言語を教授言語とする二言語教育を実施している。その中で、自民族の文字を持っていない民族は、漢語ではなく隣接する民族の言語による教育を選んでいる。例えば、チベット自治区に居住しているメンバ族はチベット語を教授言語としており、新疆に居住しているウズベク族、タタール族、タジク族はウイグル語を教授言語として採用している。それに対して、歴史上漢文化に影響してきた民族は一定の条件が揃えば、たとえ自民族の文字があっても、自治権を持っていれば、漢語を教授言語とする二言語教育を採用する。

V. 少数民族集団の分化

本稿では、各少数民族集団が二言語教育政策にどのように対応しているかを分析してきた。

多文化教育・二言語教育政策には「統制」と「自由選択」というメカニズムが組み込まれている。「統制」というのは、少数民族は中国からの分離・独立は認められないことや漢語の教育を義務付けられていることを指す。「自由選択」というのは、少数民族は民族言語・民族文化を維持する自由や民族言語・民族文化を学校教育に取り入れる自由や教授言語を選択する自由を有することを指す。つまり、二言語教育を選択するかどうか、どのように二言語教育を行うのかに関しては、少数民族には選択の自由がある。

このように民族文化・民族言語を維持・伝達する権利が与えられているにもかかわらず、実際には、二言語教育を行っている少数民族集団もあれば、そうでない少数民族集団もある。なぜこういう違いが生じるのか。分析の結果、この違いは、第一に、民族文字の有無に左右されていることが明らかになった。すなわち、民族文字を持つ少数民族集団は二言語教育を採用

しているが、民族文字を持たない少数民族集団は普通教育(漢語教育)を採用している。つまり、民族文字の有無が二言語教育政策に対する各少数民族集団の対応上の分化(採用／不採用)をつくりだしている。これは、二言語教育に関する民族集団間の第一段階の分化と言える。

しかし、二言語教育を実施している場合でも、その実施形態には民族集団間で違いがある。「中華人民共和国民族区域自治法」(1984)第36条に基づき、民族自治地域の自治機関は、学校での教授言語を決定することができる。それにもかかわらず、なぜ、民族言語を教授言語とする(漢語を教科として学習する)二言語教育を採用する少数民族集団もあれば、漢語を教授言語とする(民族言語を教科として学習する)二言語教育を採用する少数民族集団もあるのか。分析の結果、その違いは、歴史的にその地域が科拳圏であったかどうかに左右されていることが明らかとなった。すなわち、科拳圏であった少数民族集団は、漢語を教授言語とし、科拳圏でなかった少数民族集団は、民族言語を教授言語としている。このように、中国における二言語教育の実施形態は歴史的な漢民族との関係のありようを反映している。近代に至るまで科拳官僚の「巡礼圏」に包摂されなかつたモンゴル、チベット、新疆の少数民族集団と、19世紀の後半から20世紀の前半にかけて朝鮮半島から移住してきた朝鮮族は、民族言語を教授言語とする二言語教育を実施している。それと対照的に、科拳官僚の「巡礼圏」に包摂されてきた西南、南方民族は漢語を教授言語とする二言語教育を実施している。これは、民族集団間の第二段階での分化と言える。

とはいっても、二言語教育を選択していない少数民族集団が25に達していることも事実である。それは、これらの民族の多くは自民族の文字を持っていないからであるが、いずれにしても、二言語教育政策が実施されても、その点での少数民族集団の分化は避けられないということである。

また、二言語教育を採用している少数民族集団の場合でも、科拳圏であったかどうかによって、その実施形態に違いがある。歴史上科拳圏であった少数民族は、漢語を教授言語とするタイプの二言語教育を採用し、漢文化への同調傾向が見られる。他方、科拳圏でなかつた少数民族は、民族言語を教授言語とするタイプの二言語教育を行い、民族文化を維持しようとする傾向があるが、もう一方で、民族文字をもたない少数民族は周辺の「大」少数民族に同調する傾向がある。

以上の分析結果も明らかなように、中国では、二言

語教育政策への対応の仕方の点で、少数民族集団は二重に分化していると言える。

(指導教官 藤田英典教授)

参考文献

- 陳紅淘 1990『中国民族教育発展途径探討』中央民族学院出版社
 戴慶夏編 1996『第二語言(漢語)教学論集』民族出版社
 方俊明 1997『双語教學的理論基礎及模式研究』中国とカナダに言語教育共同研究シンポジウムでの報告(陝西師範大学教育系)
 含遠偉 1995『中国における朝鮮族教育の四十五年』東京都立大学人文学部『人文学報』NO. 259
 包宝泉1994『中国における少数民族のバイリンガル教育のタイプ－民族自治地方の普通小学校・中学校・高校のバイリンガル教育の教授形式を中心として－』九州教育学会研究紀要 第22巻
 金龍哲編訳 1998『中国少数民族教育政策文献集』大学教育出版
 村田雄二郎 1994『中華ナショナリズムと最後の帝国』蓮実重彦・山内昌之『いま、なぜ民族か』東京大学出版会
 岡本雅享 1999『中国の少数民族教育と言語政策』社会評論社
 新島岩 1994『中国における二言語教育の現状』聖徳学園岐阜教育大学紀要 第29集
 丸山孝一 1996『中国少数民族の文化と教育の諸問題』九州大学教育学部附属 比較教育文化研究施設編『教育文化の比較研究』九州大学出版会 108頁
 Charles C.Ragin 1994 Constructing Social Research Pine Forge Press
 吳仕民ほか編 1995『中国民族政策概観』人民出版社 7頁、81頁、87頁、96頁
 嶽学窮 1985『中国対比語言学浅説』華中工業学院出版社
 余惠邦編 1995『双語研究』四川大学出版社
 張瓊華 1996『現代中国における二言語教育と学校選択－チベット族出身中学生対象の質問紙調査を中心に』東京大学大学院教育学研究科紀要第36巻
 張瓊華 1998a『中国における二言語教育と民族的アイデンティティの形成－民族文化共生の視点から』比較教育学研究 第24号
 張瓊華 1998b『多文化教育の社会統合機能に関する実証的研究－中国における二言語教育を通して－』教育社会学研究 第63集
 中国国家教育委員会民族地区教育司編 1991『少数民族教育工作文件選編』内蒙古教育出版社
 中国研究所編 1988『中国基本法令集』日本評論社
 中国国家民族事務委員会教育司編 1991『新時期民族教育工作手册』中央民族学院出版社
 中国少数民族双語教學研究会編 1990『中国少数民族双語研究論文論集』民族出版社
 中国社会科学院民族研究所と国家民族事務委員会文化宣伝司編 1993『中国少数民族言語文字使用和發展問題』中国藏学出版社
 中国社会科学院民族研究所と国家民族事務委員会文化宣伝司編 1991『中国少数民族文字』中国藏学出版社

中国藏学研究中心社会経済研究所編 1996『西藏家庭四十年変遷』

中国藏学出版社

周耀文 1995『中国少数民族語文使用研究』中国社会科学出版社

注

- 1) 国家教育委員会民族地区教育司編『少数民族教育工作文件選編』(内蒙古教育出版社1991)414頁に「中央人民政府政務院文教委員会、民族言語文字研究指導委員会及中央人民政府民族事務委員会關於帮助尚無文字的民族創立文字問題的報告(摘録)」(1954年5月)によるものである。